

流通・取引慣行ガイドラインの見直しに当たっての論点①
～最近の流通実態の変化（Eコマースの発展・拡大）～

1. はじめに

(1) Eコマースの発展・拡大に伴い、新たなビジネスモデルの創出などにより競争が活発化する一方、欧米を中心に以下①から④のような競争上の問題点も指摘されるようになってきている（別紙1参照）。

特に、EU及び欧州各国においては、オンラインに関するMFN（APPA）条項を含め、オンライン取引に関連する垂直的制限行為に対しては厳しい対応がなされている。一方、米国においては、競争当局が垂直的制限行為を取り上げた事例は少なく、被行為者が行為者に対して損害賠償を請求するなどの私訴が多い。

- ① オンラインに関するMFN（APPA）条項
- ② オンライン販売に関連する再販売価格維持行為
- ③ 再販売価格の維持を容易にする行為（MAP，差別対価等）
- ④ オンライン販売の禁止又は制限

(2) 日本におけるオンライン取引に関連する事例としては、再販売価格維持行為、広告・表示価格の制限やオンラインにおける販売自体の制限に対して法的措置や警告が採られたものがあるほか、オンラインのプラットフォーム事業に関連するものとして、携帯電話向けソーシャルネットワークサービスを提供する事業者による取引妨害行為が問題とされた事例がある（別紙2-1参照）。

また、事業者等からの相談に基づき、プラットフォーム事業者を通じた音楽配信に係る販売価格指示、オンラインにおける小売価格の表示禁止や対面販売の義務付けによるオンライン販売の禁止等のオンラインにおける販売方法の制限、実店舗での販売業者に対してのみリベートを供与することなどについて、独占禁止法上の問題の有無についてそれぞれ回答を行っている（別紙2-2参照）。

特に欧州と比較すると、日本においてはオンライン取引に関連する垂直的制限行為についての審判決事例は少ないが、相談事例も含めると、上記(1)の②から④のような行為類型については、ガイドラインを含めたこれまでの独占禁止法上の考え方を当てはめることで対応は可能であると考えられる。

2. 流通・取引慣行ガイドラインにおけるオンライン取引に関連する垂直的制限行為の考え方

(1) エコマースに係る競争上の問題への対応については、各競争当局や国際機関等でも分析・検討が進められている(別紙3参照)。これらについては、オンラインのプラットフォーム事業者による上記1(1)の①のような新たなビジネスモデルに対する競争上の問題点が具体的に指摘されるようになったことを契機として、そこで生じた問題点等に対応するために検討が開始されたものである。

(2) 情報通信技術の分野は技術革新が非常に早く、それに伴って新たなビジネスモデルが出現するところ、それらに係る新たな競争上の問題点等も次々に生じてくると考えられる。

このような状況において、各競争当局等においては、具体的な事例を踏まえた横断的な分析や実態調査等が行われているところであるが、日本においては、特にオンラインのプラットフォーム事業者による上記1(1)①のような新たなビジネスモデルに係る具体的な審判決事例がない。そこで、例えば、関連する個別事案において、一定の結論が得られた段階で順次その中に示された考え方をガイドラインに盛り込んでいくことも考えられる。しかし、新たなビジネスモデルが次々に出現するエコマースの特徴を考慮すると、個別事案の結論が得られた後で考え方を示すというアプローチは、事業者の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てるというガイドラインの目的を十分に果たすことができないおそれがある。

(3) むしろ、エコマースを含めた新たなビジネスモデルに対応できる(応用することができる)ような独占禁止法上の総論的な考え方をガイドラインにおいて示すことが望ましい。

その上で、各行為類型において、審判決・相談事例を踏まえたエコマースに係る具体例を必要に応じて追記することが適当と考える。

3. 現在のガイドラインの適法・違法性判断基準の考え方

ガイドラインにおいては、「原則として違法とされる」行為類型と「競争に与える影響を個別具体的に検討して判断する」行為類型がそれぞれ記載されている(別紙4参照)。

特に、「競争に与える影響を個別具体的に検討して判断する」行為類型にお

いては、主にいわゆる「市場閉鎖効果」と「価格維持効果」が生じるおそれがある否かの観点から、違法か否かを判断しているところ、Eコマースに係る行為類型の競争上の問題点の検討に当たって、現行のガイドラインの判断基準や考慮要素等が十分かどうか検討する必要がある。

(例)

オンラインのプラットフォーム事業に係る独占禁止法上の問題点の検討に当たっての留意事項

- ・どのように「市場」を捉えるか（双方向市場の問題、プラットフォーム事業者が消費者に提供するサービスの中には無料であるものも多いこと）
- ・その他オンライン特有の問題点（間接的ネットワーク効果やスイッチングコスト）等

4. ガイドラインにおいて取り上げるべき具体的事例

別紙2-1及び別紙2-2を踏まえ、独占禁止法上問題となる具体的事例として、現行ガイドライン第2部第1（再販売価格維持行為）に、オンライン販売に関連する再販売価格維持行為に係る記載を、現行ガイドライン第2部第2の6（小売業者の販売方法に関する制限）に、オンライン販売における広告・表示価格の制限やオンライン販売自体の制限といったオンラインにおける販売方法の制限に係る記載をそれぞれ追加することが考えられる。

また、別紙2-2において、「直ちに独占禁止法上問題となるものではない」と回答した事例（No. 2, 3, 5, 7, 8）についても、明確化の観点から必要に応じて追加することが考えられる。

以上